

京都市上下水道局告示第36号

京都市指定下水道工事業者規程第2条の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年11月 7日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 指定下水道工事業者

京都市上京区下立売通千本東入田中町468番地

株式会社かつらぎ

代表取締役 葛城 洋和

2 指定期間

平成29年11月 7日から平成34年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)